

**再生可能エネルギーを活用した自律分散型公園実現可能性調査業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

本要領は、日立市（以下「発注者」という。）が発注する「再生可能エネルギーを活用した自律分散型公園実現可能性調査業務」（以下「業務」という。）において、その受注候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定める。

**2 業務概要**

- (1) 業務名称 再生可能エネルギーを活用した自律分散型公園実現可能性調査業務
- (2) 業務内容 別紙「再生可能エネルギーを活用した自律分散型公園実現可能性調査業務委託仕様書（案）」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年2月20日（木）まで
- (4) 提案上限額 12,479,500円（消費税及び地方消費税を含む）

**3 担当課**

日立市産業経済部交流拠点活性化担当（担当 根本、山口）

【所在地】 〒317-8601 茨城県日立市助川町1丁目1番1号（日立市役所5階）

【電話】 0294-22-3111（代表） 内線 326

【FAX】 0294-24-1713

【メール】 kyoten@city.hitachi.lg.jp

**4 参加資格**

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の構成員若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (5) 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に国又は地方自治体において、本業務と同種又は類似のエネルギー分野及び交通分野両方の業務受注実績がある者であること。

## 5 実施スケジュール

内容	日程
募集開始（実施要領等の公表）	令和6年5月7日（火）
質疑書の提出期間	令和6年5月7日（火）～5月14日（火）午後5時
質疑内容の回答	令和6年5月17日（金）※予定
参加申込書の提出期間	令和6年5月7日（火）～5月22日（水）午後5時
企画提案書類の提出期間	参加申込書類受理後～令和6年6月3日（月）午後5時
審査（審査委員会の開催）	令和6年6月中旬 ※予定
審査結果の通知及び公表	令和6年6月下旬 ※予定
業務委託契約（随意契約）の締結	令和6年7月上旬 ※予定

## 6 実施要領等の公表

本プロポーザルの実施に当たり、募集開始日から令和6年6月3日（月）までの期間、日立市ホームページにおいて、実施要領など、本プロポーザルの参加に必要な書類を公表する。

## 7 質疑書の受付及び回答

本プロポーザルへの参加に当たって、質問がある場合は、以下により書類を提出する。

### (1) 提出書類

質疑書（様式第1号）

### (2) 提出方法

電子メールで提出する。

提出する際、電子メールの件名は、「再エネ公園質問」とし、電子メール送信後、「3 担当課」に電話で送達確認を行ってください。

なお、電話又は口頭による質疑は受け付けません。

### (3) 提出期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月14日（火）午後5時まで

### (4) 提出先

「3 担当課」のとおり

### (5) 回答方法

提出された全ての質問内容を取りまとめた後、日立市ホームページに回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容の追加、修正とみなす。

## 8 参加申込書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出する。

### (1) 提出書類及び部数

ア 参加申込書（様式第2号）	1部
イ 誓約書（様式第3号）	1部
ウ 会社概要調書（様式第4号）	1部
エ 会社案内パンフレット（様式任意）	1部

(2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）、又は電子メールで提出する。

電子メールの場合、送信後、「3 担当課」に電話で送達確認を行ってください。

(3) 提出期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月22日（水）午後5時まで【必着】

※持参の場合、受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「3 担当課」のとおり

(5) 参加申込書の受理

提出された書類の内容等を確認後、参加申込書類を提出した者に対し、参加申込書類を受理した旨を電子メール等で通知する。

## 9 企画提案書類の提出

上記参加申込を行った者は、以下の書類を提出する。

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案申込書（様式第5号）	※社判押印	1部
イ 企画提案書（様式任意）		10部
ウ 参考見積書（様式任意）	※社判押印	1部

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出期間

参加申込書類受理後から令和6年6月3日（月）午後5時まで【必着】

※持参の場合、受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「3 担当課」のとおり

(5) 留意事項等

ア 提出書類の規格はA4判、横書きとする。

イ 企画提案書は縦又は横どちらでも可とし、7ページ以内とする。なお、下部中央にページ番号を付した上で、片面印刷し、それら全てを長辺綴じたものを10部提出する。

ウ 企画提案書には、提案者名及び提案者名が判別できるデザインやロゴマークを使用しない。

エ 提出後の提案書類の修正、変更及び追加は認めない。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和6年6月3日（月）午後5時までに参加辞退届（様式第6号）を「8 参加申込書類の提出(2)」のいずれかの方法により「3 担当課」に提出する。

なお、電子メールの場合、送信後、「3 担当課」に電話で送達確認を行ってください。

## ※企画提案書作成のポイント

企画提案書は、仕様書の内容及び審査項目等を踏まえ、以下の内容を文章及び図表を用いて記載する。

<b>I 業務実施方針</b> 事業の目的や業務内容を踏まえ、業務の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。 また、仕様書に記載している内容を円滑かつ着実に、また効果的に遂行するために必要な調査内容及び検討事項に関する提案を記載する。
<b>II 業務実施体制</b> 業務の実施に当たり、配置予定の責任者及び担当者の所属、氏名、実務経験年数、保有する資格、同種・類似業務実績などを記載する。
<b>III 業務工程</b> 業務開始から完了までの実施工程を記載する。
<b>IV 業務実績</b> 過去に国や地方自治体等が発注した「4 参加資格(5)」に該当する同種・類似業務の受注実績（業務名、業務内容、発注機関、受注年度、契約金額など）を記載する。

## 10 関係書類の閲覧等

本プロポーザルに係る提案書類作成の参考とするため、以下により関係書類を閲覧することができるものとする。

なお、本業務の実施に必要となるその他の関係書類は、本業務の受注者に提供するものとする。

No.	資料名	閲覧方法
①	かみね公園活性化基本構想	日立市ホームページより閲覧
②	かみね公園活性化基本計画	
③	ひたちゼロカーボンシティビジョン	
④	公共施設における再生可能エネルギー等導入・保守管理・運用計画策定のための調査結果個票（関係施設分）	電子データにより提供※

※ 上記④は、本プロポーザルに参加申込を行った後に、当該申込者から電子データ提供の希望があった場合に限り、発注者から別途電子メール等で送付する。

## 11 審査の実施等

企画提案書類の内容を審査するため、再生可能エネルギーを活用した自律分散型公園実現可能性調査業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、以下により審査を行う。

### (1) 審査の対象となる者

審査は、「4 参加資格」に定める項目を全て満たしている者で、本要領で定める期間内に、必要な全ての書類を適正に作成し、提出した者（以下「提案者」という。）を対象に実施する。

## (2) 審査の方法

ア 審査は、審査委員会を構成する委員（以下「審査委員」という。）により行う。

イ 審査委員は、提案者から提出された企画提案書類の内容を書面により審査を行う。

なお、必要に応じて、提案者に対し、企画提案書類の内容確認やヒアリングを行うことがあり、その場合は、実施日時等の詳細を提案者に別途通知する。

ウ 審査委員は、下表に基づき、企画提案書の審査を行う。

審査項目	審査の視点	配点
①実施方針	・本業務の目的、趣旨及び業務内容を十分に理解している ・本業務を遂行するに当たって、必要かつ効果的な調査内容及び検討事項が示されている	40
②実施体制	・業務が確実に遂行できる人員及び体制が確保されている	10
③業務工程	・業務を確実に円滑に実施するための工程が示されている	10
④業務実績	・過去（5年程度）に同様の業務実績がある ・責任者又は担当者に本業務と同様の業務実績がある また、本業務の履行に必要な知見・専門知識・ノウハウを有している	30
⑤価格等	・業務内容に対し、参考見積額が妥当である	10
(合計)		100

## (3) 最優秀提案者等の選定

各審査委員の得点をもとに、審査委員会の合議により、最優秀提案者及び次点者を選定する。

## (4) 審査結果の通知等

ア 通知方法 全ての提案者に対し、自社の結果を文書により送付する。

イ 通知予定日 令和6年6月下旬

## (5) その他

ア 提案者が1者のみの場合は、審査委員会において、本要領等に従い審査を実施し、その結果、合計得点が6割以上を得た場合には、業務遂行が可能と判断し、その提案者を最優秀提案者として選定する。

イ 適切な提案が無い場合は、最優秀提案者等の選定を行わず、本プロポーザルを中止することがある。

ウ 審査委員会は非公開で行う。また、審査後、提案者数、最優秀提案者及び次点者の名称のみ日立市ホームページで公表する。

なお、審査委員会の結果に関する疑義、申立ては受け付けない。

## 12 契約の締結

### (1) 仕様等に関する協議

審査委員会において選定された最優秀提案者を受注候補者として業務内容の協議を行い、本業務に係る仕様を確定した上で、契約を締結する。ただし、発注者と最優秀提案者との間で仕様等の協議が整わなかった場合は、次点者を受注候補者として協議を行うこととする。

なお、本業務の仕様は、「再生可能エネルギーを活用した自律分散型公園実現可能性調査業務委託仕様書(案)」に定める内容を基本とするほか、企画提案書に記載された内容を反映させるなど、

発注者が受注候補者と協議の上、決定するものとする。

(2) 受注者の決定

発注者と受注候補者との間で、仕様書の内容等に関し、合意に達した場合には、随意契約により業務委託契約を締結する。

### 13 参加者の失格

本プロポーザルへの参加者が、次のいずれかに該当する場合には、それまでの提出書類を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 「4 参加資格」に定める要件を満たさなかった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 上記(1)から(3)に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為など、市長が失格とすることが適当であると認めた場合

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は1者につき1件とし、複数提案は認めないものとする。
- (3) 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 提出された書類等は、一切返却しないものとする。また、提出書類は本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (5) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、提案書類の審査等において必要がある場合は、提案書類の内容を使用（複製等）することがある。
- (6) 提案内容の審査等に必要な場合を除き、提案者から提出された書類は公表しない。
- (7) 企画提案書の業務実施体制表に記載した者は、病床、死亡又は退職等の極めて特別な場合など発注者がやむを得ないと認めるときを除き、変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更があった場合には、同等以上の経験又は資格を有する者を配置し、発注者の了解を得なければいけない。
- (8) 本プロポーザルを遂行する上で知り得た情報及び内容を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。これは、本プロポーザルの終了後も同様に適用する。
- (9) 本プロポーザルの実施に関する情報提供及び公開の請求があった場合には、日立市情報公開条例（平成7年条例第1号）に基づき、公開することとする。
- (10) 大規模災害の影響等により、本プロポーザルを実施することが困難であると認められるときは、本プロポーザルを中止することがある。
- (11) 本プロポーザルは、令和6年第2回日立市議会定例会における補正予算成立後、速やかに業務に着手できるよう、予算成立前の契約準備行為として募集するものであり、予算が減額又は成立しなかった場合、本プロポーザルは無効となる。
- (12) 本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」に基づく事業であるため、当該補助金の関係規定を理解した上で実施することとする。

以 上